## 不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容		社会福祉法人の公益事業又は収益事業の停止命令
根拠法令等及び条項		社会福祉法第57条
	根拠条項	社会福祉法第57条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終変更

## 【基準】

## 1 対象

公益事業又は収益事業を行い、次のいずれかに該当すると認める社会福祉法人。

- (1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
- (2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
- (3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。
- 2 処分内容

該当する公益事業、収益事業の停止を命ずる。

処 分 基 準